

## 5 いじめへの対処のポイント

いじめの早期解消のためには、校長のリーダーシップのもと、初期対応を正しく行うことが最も重要です。

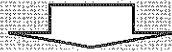
そのために、「学校の組織」のもと、学校としての指導方針や対応策を確立するとともに、報告・連絡・相談及び記録のシステムを徹底していく必要があります。その際、組織の中にコーディネーター的な役割を果たす教員を位置付けておくと、効果的でスムーズな運営ができます。

いじめの情報をキャッチした場合どう対処していくのか、全職員がイメージしておかなければなりません。そのためにも、組織における委員会等の開催は、定例化することが求められます。

### いじめへの対処の流れ

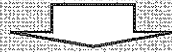
#### (1) いじめの情報（第一報）の把握と情報の共有

※担任、学年主任、生徒指導主事（担当）及び管理職等による情報共有



#### (2) 対応チームの招集と事実確認のための役割分担

※管理職が招集、生徒指導主事（担当）がコーディネート

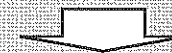


#### (3) 事実確認

※記録の開始 市教委へ報告



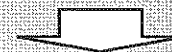
#### (4) 事実の把握と対応方針の決定



#### (5) いじめの関係者への指導と関係修復

※いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒、周囲の児童生徒、関係保護者への支援、指導

※関係機関との連携



#### (6) 経過観察

※保護者への報告 市教委への報告

### (1) いじめの情報（第一報）の把握と情報の共有

#### 《留意点》

- 情報を得た職員が、その情報をできるだけ早く確実に、担任→学年主任→生徒指導主事（担当）→管理職と伝え共有する。
- たとえ関わった児童生徒が「自分たちで解決する。」と言ったとしても、児童生徒に任せるようなことがあってはならない。

### (2) 対応チームの招集と事実確認のための役割分担

#### 《留意点》

- 「いじめ対応チーム」（仮称）を招集し、対策会議を開き、事実を確認するために役割分担等を行う。
- 管理職が対応チームの指揮をとる。
- 必要に応じて、外部の専門家等の協力を検討する。

### (3) 事実確認

#### 《留意点》

- 調査した内容を所定の書式により記録を開始する。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒から聴き取った情報をもとに、いじめを行った児童生徒の聴き取りを行う。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒が複数の場合は、複数の教師で同時に個別に聴き取り、状況を正確に把握する。いじめを行った児童生徒には、話を合わせる時間を与えないようにする。
- 聴き取りは最優先で行う。「後で来なさい。」ではなくすぐに行く。
- 対象児童生徒に最初に聴き取った職員が最後まで聴き取る。
- 双方の話す内容において食い違うことが生じたら、その都度確認して事実を明らかにしていく。
- 周囲の児童生徒、保護者、他の教師などからも情報を収集し、聴き取った内容の整合性を図る。
- いじめについて話すことをためらう児童生徒も多いため、聴き取った内容については、秘密を守り通すことを約束する。
- 「何があったのか、なぜ起きたのか」ということを明確にする。
- 事実確認と指導とは明確に区別する。
- 児童生徒の心に配慮し、じっくりと丁寧に聴き取り、真相を明らかにしていく。
- 必要に応じ、外部の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の支援を得る。

#### (4) 事実の把握と対応方針の決定

##### 《留意点》

- それぞれが聴き取った内容を、学校の組織で確認し、事実を明らかにしてまとめる。
- あいまいなことは残さない。生じた疑問などは、児童生徒に再び聴く等して明らかにする。
- 事実の内容に応じて、指導及び対処の方針を決定する。
- 事実の内容を市教委へ報告する。
- 必要に応じて、学校の組織の外部の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の支援を得る。
- 必要に応じて、資料6により、学校支援委員会の派遣を要請する。

#### (5) いじめの関係者への指導と関係修復

##### ア いじめを受けた児童生徒への対応

##### 《留意点》

###### ◇ 共感的な理解をする。

- いじめを受けた児童生徒と信頼関係ができている教師が中心になって対応する。
- いじめを受けた児童生徒の立場で、共感的な理解に努める。
- いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒を最後まで守り通すという姿勢で対応する。
- いじめを受けた児童生徒の立場に立ち、冷静かつ受容的な姿勢で話を聴く。

###### ◇ 児童生徒が安心して学校生活を送るための対応を行う。

- 場合によっては、別室登校（保健室等）を考えるなど、教職員全員の協力によって、問題の解決にあたる。
- 児童生徒が心に深い傷を負うなど、深刻な被害がある場合は、スクールカウンセラーをはじめ児童相談所など関係機関との連携を図る。
- 必要に応じて、学校支援委員会の派遣を要請し、支援を受ける。
- いじめにかかわった児童生徒との人間関係の修復に努める。

###### ◇ 長期的な支援を続ける。

- 諸活動における具体的な行動のとり方について相談するなど、長期的な支援を児童生徒に約束する。
- 問題が解決したように見えても解決していない場合やいじめが再発する場合もあるため、長期的に見守る。

## イ いじめを行った児童生徒への対応

### 《留意点》

#### ◇ 自分の行為を見つめ直させる。

- いじめの意識の有無を確認する。
- 意識的にいじめを行った場合は、その非を指摘し、納得させる。
- いじめの意識がない場合は、いじめを受けた相手の精神的な打撃の深刻さに気付かせ、人権を侵害する行為であることが認識できるようにする。
- いかなる理由があっても、いじめは決して許される行為ではないことを理解させる。

#### ◇ いじめを受けた児童生徒の気持ちを理解させる。

- 思いやりの心を大切にするような指導を通し、二度と同じことを繰り返させないようにする。
- 何が悪かったのかを認識し、本心から相手に謝罪することで、人間関係の修復に努めるよう指導する。

#### ◇ あたためい人間関係づくりの大切さを実感させる。

- 思いやりの心や規範意識の育成を目指し、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。
- 所属意識や自己有用感が高まるように、学級活動、児童会・生徒会活動、部活動、また校内外での諸活動等における具体的な行動の仕方について指導する。

#### ◇ いじめに至った要因を探る。

- 「いじめないと自分がいじめられるからいじめる」という児童生徒もいる。必要に応じてカウンセリングを行い、いじめに至った要因を掘り下げて把握し、その後の指導に生かす。

#### ◇ いじめを行った児童生徒の心のケアを行う。

- いじめを行った児童生徒も、自責の念や周囲からの言葉により傷ついている場合もある。必要に応じカウンセリング等を行い心のケアを行う。
- 必要に応じて、学校支援委員会の派遣を要請する。

## ウ 周囲の児童生徒への対応

### 《留意点》

#### ◇ いじめを受けた児童生徒の苦しみを理解させる。

- いじめを受けた児童生徒の心の苦しみを理解させる。
- はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを行っていることと同じだということを理解させる。

#### ◇ 再発防止に向けた指導を行う。

- なぜ止められなかったのか、なぜ見て見ぬふりをしてしまったのか等、正義ある行動ができなかったことを反省することができるように指導する。
- いじめの不当性を指摘し、いじめをやめさせ、教師に伝えることは正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。

#### ◇ 学年集会や全校集会を行う。(必要に応じて)

- 再発防止の観点から実施する。
- 実施に当たっては、当該の児童生徒や保護者の了解のもとで実施する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒の立場やプライバシーに十分配慮し、二次的な被害が起こらないようにする。

## エ 保護者への対応

### (ア) いじめを受けた児童生徒の保護者への対応

### 《留意点》

#### ◇ 誠意ある迅速な対応を心がける。

- 保護者の心情を十分に理解するとともに、学校の指導方針を説明し「児童生徒を守る」という姿勢のもとで信頼関係をつくる。
- いじめを行った児童生徒や、その他の周辺の児童生徒にどんな指導を行ったか、今後どのような指導を行うのかを伝え、児童生徒が安心して学校生活を送れるような体制をつくる。

#### ◇ 再発防止に向けた話し合いを開催する。

- いじめを受けた児童生徒や保護者の意向を尊重して、両者が話し合う場を設けるなどして再発防止に取り組む。
- いじめの事実を保護者へ説明する場合は、児童生徒への聴き取りにより事実が確定してから行う。決してあいまいな部分を残さない。
- 話し合いは、可能な限り事実が判明した日に行う。

#### ◇ 定期的な報告を行う。

- いじめが表面上収まっても、定期的に学校生活の様子を保護者に伝え、協力を得る。

(イ) いじめを行った児童生徒の保護者への対応

《留意点》

◇ 問題解決に向けた保護者との協力体制を整える。

- 児童生徒同士の関係修復のために、保護者や学校として何ができるのかを話し合うというスタンスで接する。
- いじめを受けた児童生徒やその保護者の苦しみ、辛さ等の理解を図る。そして今後の指導方針を伝え再発防止に向けて協力を仰ぐ

◇ 再発防止に向けた対応を行う。

- 児童生徒とともに保護者が問題解決していけるように働きかける。
- いじめを受けた児童生徒とその保護者への謝罪などについて話し合う。
- いじめを行うに至った要因や背景について家庭でじっくりと話し合う機会をもってもらおう。
- 必要に応じて、児童生徒や保護者に対しカウンセリングを実施することも可能であることを伝える。
- 再発防止のための学校の指導方針を伝える。

(ウ) 保護者を含めた「関係修復のための会」を設定する場合

《留意点》

- 会場は、学校の校長室、相談室等を使用する。
- 学校からは、当該児童生徒の学級担任、当該児童生徒の学年主任、生徒指導主事（担当）、管理職等必要に応じて複数出席する。
- いじめの状況についての説明は、児童生徒の聴き取りからはっきりした事実のみ伝え、あいまいな事は述べない。
- いじめを行った児童生徒の謝罪を設定する場合には、謝罪をする児童生徒が「何が悪かったのか、対して謝罪をするのか」をはっきり認識させたうえで、会に参加させる。
- 児童生徒を中心にすえ、関係を修復し、今後の学校生活を有意義に過ごすために、児童生徒、学校、家庭が今後どうするべきか話し合う会とする。
- いじめを行った児童生徒やその保護者を叱責する会とはしない。
- 会の流れ（例）
  - ① いじめの状況説明
  - ② 保護者からの質問
  - ③ 児童生徒より（謝罪等）
  - ④ 保護者より
  - ⑤ 管理職より（まとめ）
  - ⑥ 学級担任等による個別面談

## (エ) 保護者全体への対応

### 《留意点》

- いじめの内容によっては緊急保護者会を開くなどして、周囲の子どものみならず保護者全体への対応も行う。
- 保護者集会を実施する際には、個人情報保護の立場から個人が特定されることのないように十分配慮する。
- 全体でいじめをなくすという意識を持つことを訴える。

## オ 関係機関との連携

### 《留意点》

#### ◇ 教育委員会（学校支援委員会）との連携

- いじめを認知した場合は、事実関係を速やかに所定の書式を用い、市教委に報告するとともに対応について協議する。また、事故・問題行動等の定例報告において報告する。
- 学校だけの対応では解決が不可能と思われる事態が発生した場合は資料6により「学校支援委員会」の派遣要請を行う。
- 指導を繰り返したにもかかわらず、いじめを行った児童生徒が、いじめを執拗に繰り返す等学校の指導の限界を超える場合には、出席停止の措置を検討する。

#### ◇ 警察等との連携

- いじめがエスカレートし、暴行を受けて怪我をしたり、万引きを命令されたり金品を要求されるなど、行為が犯罪と思われる場合には、熊本県学校等警察連絡協議会の申合せ事項による相談基準に基づき警察に相談する。（いじめを行った児童生徒の出席停止を検討する。）

#### ◇ 医療機関との連携

- いじめ発生後、いじめに関係のある児童生徒が精神的なダメージを受けている場合は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

#### ◇ その他の関係機関との連携

- 児童生徒や保護者への支援が必要と判断した場合、県教委（SC・SSW）、児童相談所、八代市こども未来課等との連携を図る。

【関係機関との連携を必要とする状況】

	市教育委員会	教育サポートセンター	学校支援委員会	県教委 (S.O・S.M) (特)	こども未来課	児童相談所	警察	医療機関
いじめの状況を報告	○							
対応方針等についての相談	○	○						
暴行、恐喝等が発生した場合	○			○		○	○	
児童生徒への心のケアが必要である場合	○		○	○				○
保護者と学校が対立にある場合	○		○					
児童生徒の家庭環境に課題があると考えられる場合	○			○	○			
重大事態が発生した場合	○		○	○		○	○	○

(6) 経過観察

《留意点》

- いじめが解消したと思える事例でも、再発する可能性があるという意識を持ち観察を継続する。
- いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、継続的な観察とともに、教育相談等の面談を定期的に行う。
- 学校から双方の家庭に、児童生徒の様子について定期的に報告する。
- 双方の家庭へは、児童生徒の様子が変化した場合の学校への連絡を依頼する。
- 必要に応じて、市教委へ報告を行う。
- 進級したり進学したりする際は、記録を渡す等して情報を確実に引き継ぐ。



## 6 評価

- 学校評価については、いじめの多寡を評価するのではなく、いじめの防止等の取組が効果的に行われたかを評価する項目を設定する。
- 資料7のPDCAサイクル用「取組評価アンケート」等を定期的に活用し、取組を評価し改善に取り組む。

## 7 重大事態の対処

### (1) 重大事態の意味

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目など、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等を行う。

## (2) 重大事態の調査

### ア 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

- 学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ事態発生について報告する。
- 調査の主体をどこに置くのか市教育委員会の判断を受け、市教育委員会と連携し調査等の措置を講ずる。

### イ 調査を行うための組織について

- 学校が設置する調査組織は、いじめ対応チーム（仮称）を母体として当該重大事態の性質に応じて市教育委員会の協力を得ながら適切な専門家を加える。
- この調査組織による調査は、可能な限り外部の専門家等を活用し、内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

### ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、事実関係を明確にし学校と市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（どれくらいの期間）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にする。

#### a いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめを受けた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査（例えば、質問紙の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けた児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）を実施する。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、市教育委員会、関係機関等とも連携し対応に当たる。

- b いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
  - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
  - 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
  - いじめが、自殺の要因として疑われる場合の調査については、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

#### エ その他留意事項

- 関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりすることがないように、市教委や関係機関等を連携をとり、児童生徒や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。
- 予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

### (3) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- 調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告する。

## 【引用・参考文献】

- ・「いじめ対応の手引き」－いじめを許さない学校・学級づくりのために－  
熊本県教育委員会 平成19年
- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引」－小・中学校編－  
福岡県教育委員会 平成19年
- ・「中学校学習指導要領解説 道徳編」 文部科学省 平成20年
- ・「平成22年度児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 審議のまとめ」  
児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議 平成23年
- ・「いじめ問題への対応について」 佐賀市教育委員会 平成24年
- ・「いじめ対応マニュアル」 兵庫県教育委員会 平成24年
- ・「いじめ追跡調査 2010－2012」  
国立教育政策研究所 平成25年
- ・「いじめについて、正しく知り、正しく考え、正しく行動する」  
国立教育政策研究所 平成25年
- ・「いじめ防止対策推進法の公布について」  
文部科学省通知文 平成25年
- ・「いじめのない学校づくり『学校いじめ防止基本方針』策定Q&A」  
国立教育政策研究所 平成25年
- ・「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について」  
文部科学省通知文 平成25年
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」 文部科学省 平成25年
- ・「熊本県いじめ防止基本方針」 熊本県 平成25年
- ・「八代市いじめ防止基本方針」 八代市 平成26年